

成立状況からみた憲法の分類(1)

西修

一緒言

二 非成典化憲法と成典化憲法

一 緒 言

憲法は、どんな場合につくられるのだろうか。そしてそれは、国家にとつていかなるものとして位置づけられるのだろうか。いずれの国家も、新しい出発点として憲法を必要とするからであることはいうまでもないが、K・C・ウェーハーは、つぎの四つの契機があるという。第一は、アメリカ合衆国憲法にみられるように、いくつかの隣接する共同体が一つの新しい政府のもとに結合しようとする場合である。第二は、一九一八年以後のオーストリア、ハンガリー、チエコスロバキアにおけるように、戦争の結果として帝国支配から解放され、自由にみずから統治することができるようになつた場合。第三は、一七八九年のフランスや一九一七年のソ連邦のように、革命により過去

とのきずなを切斷し、新しい原理にもとづく新たな統治形式が希求されるような場合。そして第四に、一九一八年以降のドイツ、一八七五年または一九四六年のフランスにおけるように、敗戦によつて統治の継続性が断たれ、戦後、新たな出発が必要とされる場合⁽¹⁾。

またエラザールは、五つのモデルに分類している。一つは、アメリカ憲法に典型的にみられるように、政体の枠組みをつくり、権利を保護するための憲法。二つは、西ヨーロッパの多くの憲法にみられるもので、より硬性的で、精細かつ精緻な内容をもつ、いわば法典(code)としての憲法。三つは、革命の宣言としての憲法で、社会主義ないし共産主義国家にみられるもの。四つは、(適度に緩和された)政治的理念としての憲法で、第三世界の国ぐににみられるもの。そして五つは、イギリスやイスラエルのような古い伝統的な憲法を現代的に適用するものとしての憲法である⁽²⁾。

私自身は、後述するように、世界の憲法をあまねく対象にするとすれば、より細かな分類が必要であると思うが、その前に検討しておかなければならないのは、各国憲法は、いかなる形式によつてつくられているかということである。端的にそれが一つの成文典としての形式をととのえているか否か、最初から恒久的なものとして設定されているかどうかという面から分類しておくことも必要であろう。前者は、成文憲法と不文憲法という言葉で分類されるのが一般であるが、不文憲法は、文書化された法典をもつていないのでない。一つのまとまった成文化された憲法典をもつていないのである。その意味で私は、成文化憲法と非成文化憲法という言葉をあてたいと思う。

また憲法制定の契機という関係から、暫定憲法と恒久憲法とに分類しうるが、もとより恒久憲法が未来永劫に続くわけではない。ここでいう恒久憲法とは、非暫定憲法という意味である。すなわち、国によつては当初から憲法

を暫定的なものとして設定しているところもあり、そのような性格づけがなされていないという意味である。ここにおいても、当初、暫定的として位置づけられていたにもかかわらず、長期にわたり暫定憲法が施行されている国もある。

二 非成典化憲法と成典化憲法

(1) 非成典化憲法

非成典化憲法国として、現在、イギリス、サンマリノ、バチカン、ニュージーランド、サウジアラビア、オマーン、リビア、イスラエルおよびブータンをあげることができる。

①イギリス　よく知られているように、イギリスは成典化された憲法をもつてはいない。けれども、同国に憲法そのものがないわけではない。けだし、実質的意味における憲法は、国家とともに存するからである。

イギリスにおける憲法の法源としては、制定法と非制定法がある。制定法は、文字通り国会によつて制定された法律であり、非制定法には判例法、憲法的習律、学説が含まれる。制定法といつても数かぎりなくあり、具体的にいかなる制定法を憲法の法源というべきかは、論者によつて定まつていない。たとえばアルバート・P・ブラウスタインとギスバート・H・フランツ編纂の世界憲法集には、二分冊にマグナ・カルタ（一二一五年）、人身保護法（一六七九年）、権利章典（一六八九年）、王位繼承法（一七〇一年）、上訴裁判所法（一八七六年）、国会法（一九一一年）、ウエストミンスター法（一九三一年）、ヨーロッパ共同体法（一九七二年）、性差別法（一九八六年）、人種関係法（一九七六年）、イギリス国籍法（一九八一年）の諸制定法が掲載されている。⁽³⁾ そして憲法的法律といえるものとして、じつ

に四六六もの制定法をリスト・アップしている。⁽⁴⁾ またハルスベリーの法令集の「憲法的法律」の部には、①歴史的文書(Historic Document)、②王位(The Crown)、③国の省および衙公署(Departments of State and Public Authorities)、④国際関係(International Relations)の諸法律が掲載されている。⁽⁵⁾ もう一冊立出版発行の現行法令集「憲法的法律」の巻には、①一般(General)、②ウェールズ(Wales)、③北アイルランド(North Ireland)、④マン島およびチャンネル諸島(Isles of Man and Channel Islands)、⑤ヨーロッパ共同体(European Community)、⑥王位(The Crown)、⑦王領地(Crown Land)、⑧御森林(Royal Forests)、⑨王私有地(Crown Private Estates)、⑩コーンウォールおよびランカスターの公爵領地(Duchies of Cornwall and Lancaster)、⑪民事費(Civil List)を分けて、一箇〇もの制定法が収められている。⁽⁶⁾

こうしてみると、憲法的法律とこうべき制定法とそうでない制定法とを画然と区分する」とは、不可能といえるが、ウェイドとフリップスは、二つの基準が考えられるという。⁽⁷⁾ すなわち第一に、憲法的法律は、庶民院において討議委員会(standing committee of the House)もつも、全院委員会(committee of the whole House)で慎重審議することが多い。第二に、憲法的法律については、後法優先の原則が適用されにくく。その例として、一九六六年に提出された「アイルランド貴族の請願に関する大権委員会による報告書」のなかで、ある長老裁判官のつきのような言葉が引き合いに出されている。「厳密には、国会制定法間に差異はない。しかし、私はアイルランドとの連合法のよぶな憲法的意義をもつ制定法が後法優先の原則に適合するとの判決を下すのにいやが躊躇せざるをないと告白する」。

以下において、アメリカやフランスなど成典化憲法がはじめてつくれられた一八世紀後半以前の制定法、すな

ちマグナ・カルタ、権利請願、権利章典、王位繼承法について、それぞれのもつ意義を検討しておきたい。⁽⁸⁾なぜなら、これらの趣旨、内容がのちの憲法史全体に大きな影響を与えていたからである。

マグナ・カルタは、ジョン王が一二一五年六月一五日、バロン（国王から直接に領地を与えられた者）たちに与えた特許状（charter）である。全体が六三〇条からなる。⁽⁹⁾このマグナ・カルタは、もともとジョン王の専横に反対するバロンたちが、商人たちの支援をうけて、国王との間に締結した封建的契約関係であつて、近代の市民的権利を内包するものではなかつた。これに近代的意味を与えたのは、サー・エドワード・クック（Sir Edward Coke, 一五五一年—一六三四年）である。とくに今日においても意義ある規定とされているのは、イギリス教会の自由の保障（第一条）、信憑すべき証人がいなければ何人も裁判にかけてはならない（第三八条）、いかなる自由人も同輩による合法的裁判または国法によらずして、逮捕、監禁、差し押さえ、法外放置または追放されることは（第三九条）、何人に対しても司法の適正な執行を保障する（第四〇条）などの規定である。パリストーは、個人の自由を規制するというよりも、むしろ保護・伸長させようというこの憲章の中心的特色が、今日においてもイギリスの政治的、法的思想と現実の心臓部になつてゐると評価している。⁽¹⁰⁾

権利請願は、一六二八年六月二日、国会がチャールズ一世に對してなした抗議書である。チャールズ一世は王権神授説をとり、スペイン、フランスとの戦争のために生じた財政不足を補填するために、法律によることなく、国民から強制的に金銭を徴収しようとした。これに反発した国会は、国王に抵抗をこころみ、国王大権との調和をはかりつつ、「請願」という形式で改善をはかつた。「請願」の形式をとつたのは、制定法の形式をとつたのでは、その裁可権が国王にあり、認められる可能性がほとんどなかつたこと、発案者たるサー・エドワード・クックをはじ

め、保守的な議員が多かつたことなどの理由による。そのような背景もあって、この権利宣言は、マグナ・カルタや従来の法慣習を引用しながら、みずからの意思を表明しており、とくに新たな思想は導入されていない。イギリス憲法史のなかで、つぎの諸点が注目される。(ア)何人も、国会制定法による一般的同意なしに、贈与、貸付、上納金、税金その他同種の負担をなし、またはそれに応じるよう強制されない。(イ)自由人は、理由を示すことなく、拘禁または抑留されない。(ウ)陸海軍兵士は、所有者の意思に反して個人の家で宿泊することが許されない。(エ)軍法を一般市民に適用してはならない。チャールズ一世は、六月七日、この権利請願を受けいれたものの、その後一周年にわたり、国会を開くことなく政治を断行した。

権利章典は、よく知られているように、ジエームズ二世の圧政（その実態は、権利章典の冒頭の部分で一二二項目に列挙されている）に抗して起こされた名誉革命（一六八八年）に法的効力を与えるために、一六八九年一二月一六日に制定された法律である。「臣民の権利および自由を宣言し、王位の継承を定める法律」という名称が冠せられている。ウエイドとブラドレイによれば、それは近代憲法の基礎を形成しており、つぎの諸項目が現在においても、イギリス法の一部として、効力を有している。⁽¹⁾(ア)国王が国会の承認なしに法律の効力または法律の執行を停止することは違法である。(イ)国王が法律を無視し、または法律を執行しないことは違法である。(ウ)国会の承認なしに国王の使用に供する金銭を徴収することは違法である。(エ)国王に請願することは臣民の権利であり、かかる請願をしたことにより収監または訴追することは違法である。(オ)平時において、国会の承認なしに王国内で常備軍を徴集し、または維持することは法律に反する。(カ)プロテスタントたる臣民は、状況に応じ、かつ法律の許す範囲内で、自己防衛のため武器を保有することができる。(キ)国會議員の選挙は自由でなければならぬ。(ク)国会における言論および討議

の自由または審議手続きは、裁判所または国会以外の場所で弾劾され、または問責されたりしてはならない。(イ)過大な保釈金または罰金を要求されではならず、また残酷で異常な刑罰を科されではならない。(ロ)陪審員は、正当な方法で選ばれなければならない。(ハ)有罪の決定がなされる前に、罰金または没収に関連し、特定の者に権利を付与し、または約束を与えることは違法かつ無効である。(シ)不平を救済し、法律を修正し、強化し、かつ保全するためには、国会はしばしば開かなければならぬ。

一七〇一年六月一二日に成立した王位繼承法⁽¹²⁾は、共同君主たるウイリアム三世とメアリ女王の系統に後を継ぐ者がおらず、カトリックのジエームズ・エドワードの系統に王位が移る恐れが生じたために制定されたものである。それゆえプロテスタントたるハノーバ選挙侯の未亡人のソフィアの系統に王位が継承されるように限定したのが同法の趣旨である。王位繼承法は、四カ条からなる。第一条は、王位がソフィア女皇殿下およびその自然血族たる直系卑属でプロテスタントである者に継承されること、第二条は、ローマ教皇庁もしくはローマ教会と靈的交渉をもつ者またはカトリックを信仰する者は、イギリスの王位に就く資格のないこと、第三条では、今後王位に就く者は、法律によつて国教とされているイングランド教会と靈的交渉をもたなければならないこと、イギリスの王位が今後イングランド王国内で出生した者以外の者に帰した場合には、人民は、国会の承認なしに、イングランドの王位に属しない属領や領地の防衛のために戦争に従事する義務を負わされないこと、裁判官は、罪過なきかぎり(during good behaviour)、その任にあり、その俸給は、定額として不動のものとすることなどが規定された。そして第四条には、イングランドの法律はイングランドの人民の生まれながらの権利であるとの規定がおかれた。

さて、非制定法としては、判例法、憲法習律、学説などがある。判例法が重要なのは、イギリスでは、同様の事

件について、上級裁判所の判決が下級裁判所のあらゆる判決を拘束するからである。また、判例の集積によつてコモンローとしての法規範が定立されれば、国会によつてしか変更されえないという効果をもつ。このようない判例法は多数あるが、たとえば、つきのものがある。(ア)国王は勅令(Proclamation)によつて新たな罪を創設することができな⁽¹³⁾い。(イ)庶民院の決議は国法を変更することができない。(ウ)警察によつて逮捕された者は、容疑をうけている犯罪名を告知されなければならない。⁽¹⁵⁾一九八四年には、この趣旨を盛り込んだ警察および刑事証拠法(Police and Criminal Evidence Act 1984 s. 28(3))が成立した。

憲法習律も、きわめて多数にのぼる。国王は、庶民院における多数党の領袖を首相に任命する、大臣は国会に対し連帶して責任を負うなど議院内閣制にかかわる一連の原則、国王は国会を正当な手続きを経て可決された法律案に対して裁可を与えるなど議院内閣制にかかわる一連の原則、国王は内閣の助言によつて行動するなど国王の行動の制約に関連する事項、政府は国会によつて表明された意思を軽視してはならない、庶民院の議事日程は首相と反対党党首によつて決められなければならないなど国会関連の事項、イギリス国会は自治領の要求とその同意がなければ、自治領の法律を制定することができないなど英連邦諸国との関係にかかわる事項など、枚挙にいとまがない。それというのも、イギリスにあつては、両院制にしても、あるいは議院内閣制にしても、歴史的発展のなかで形成されてきたからである。⁽¹⁶⁾たとえば、両院制は、法律によつて創成されたものではなく、模範国会(一一九五年)以降、庶民院と貴族院とは自然発生的に組成されてきた。⁽¹⁷⁾

学説は、もとより権威ある法律家の見解であるが、制定法も判例法も存在しないとき、あるいは裁判所において確たる判断を下しえないときなどに参考にされる。学説が判例に反映され、一般に承認されることにより、憲法的

法源を形成することになる。権威ある学説としては、グランビル（一二世紀）、ブラクトン（一三世紀）、リトルトン（一五世紀）、クック（一七世紀）、ブラックストーン（一八世紀）、ダイシー（一九世紀）、メイ（一九世紀）などの著述がよく参照されるようである。

このようにイギリスの憲法は、「作られたものではなく、成長してきたもの」⁽¹⁸⁾である。それゆえ、アメリカで成典化憲法がつくられたとき、イギリス人は、アメリカ人がまるで料理書によつてブデイングをつくるように、憲法をつくつたことに驚きと侮蔑感をいだいたといふ。⁽¹⁹⁾

しかしながら、最近、イギリスで成典憲法化の動きがみられる。私が得た資料だけでも、四つにのぼる。一つは、労働党の長老議員、トニー・ベン氏の提案にかかるものである。同氏は一九五五年ころから憲法の成典化に関心をいだき、ついに一九九一年、共和制、連邦制、非宗教性の国家を樹立することを内容とする成典憲法案を庶民院に提出した。⁽²⁰⁾二つは、おなじく一九九一年に発表された民間の独立機関である公共政策研究所によるものである。この憲法草案は、憲法学者、政治学者らによつて作成されたもので、前文と一二章一二九カ条、付則六カ条で構成されている。憲法は立法府、行政府および司法府などすべての公共機関の行動のための唯一の源泉であることを明記し（草案第一条）、基本的人権を第二章に設定して、貴族院に代わり、比例代表の議院を新たに設置するなどの新機軸がもられている。三つは、一九九〇年の自由民主党の綱領である。同党は「『われわれ、国民は……』—成典化憲法に向けて」というパンフレットを発行し、八章七九カ条からなる「連合王国憲法草案」を発表した。⁽²¹⁾その理由として、この何十年来というもの、イギリス国民の自由の基盤がもろいものになつてきており、多元的民主主義の基本原理も十分に機能しなくなつているという基本的認識があげられている。草案には、単記移譲式比例代表制の導入、

貴族院を廃止し、選挙制の上院を設けること、二七カ条にわたる権利条項の挿入などが企図されている。そして四つは、「憲章八八」グループによるものである。⁽²³⁾ このグループは、イギリスにおける人権の保障は十分でないとして、「平和的変革を通じて、できるかぎり早く、人権条項をそなえた成典化憲法をイギリスにもたらすことを目標」においている。このグループからの成典化憲法要求に対し、首相府から一九八九年五月六日付で、つぎのようないいふ回答が寄せられている。「政府は、現行の憲法体制で、国民の自由が最大限、享受されていると考える。憲法が成典化されていようと、非成典化のままであろうと、日常生活でいかに解釈され、適用していくかが重要なのである。」

非成典化憲法国として、非常に長い歴史と伝統を有するイギリスで、成典化憲法への要求がどのような形で進展していくのか、注目しておきたい。

②サンマリノ共和国 イギリスが世界でもっとも古い君主国として長い歴史を刻んでいるとすれば、世界でもっとも古い共和国として長い歴史を刻んでいるのが人口わずか二万人強のサンマリノ共和国である。この国も、成典化憲法をもっていない。伝説によれば、三〇一年、ローマ皇帝に迫害されたキリスト教の石工マリノが仲間たちとチタノ山にたてこもり、宗教共同体をつくった。これがサン（聖を意味する）・マリノ（石工の名前にちなんだ）建国のはじまりとされている。ローマ皇帝に共和国として承認されたのが一六三一年のことである。それ以来、今日までごくわずかの期間、二度ばかり外国軍隊によつて占領されたが、貫して独立を保持している。八八五年の同国最古の法律文書には、サンマリノの大修道院長とリミニの司教との紛争を解決したことが記されている。⁽²⁴⁾ また一九四四年一二月一四日付のある憲法的文書は、すでに同国最初の二人の執政官の名前を記している。さらに一二九五年の他の憲法的文書では、卓越した四〇人の都市住民と二〇人の農民からなる大評議会の設置が定められている。

この大評議会は、アレンゴ（後述）の機能を引き継ぐものである。一六〇〇年一〇月には、それまでの法典を統合化した「国法」（*Leges Statutae*）を制定し、その最初の二章が今日も憲法としての役割を演じている。現在の統治機構の枠組みは、以下のようにある。

アレンゴ 各家庭の戸主の集まりである。かつては国家の主権機関として絶大な権限をもつていたが、現在では立法権を大評議会にゆずっている。しかし、今日でも法令の修正権や提案権を有している。この提案権は立法過程において重要な位置づけがなされており、アレンゴが提出した案件は、六ヶ月以内に大評議会で審査されなければならぬとされている。一年にすくなくとも二回招集され、このときに多くの提案がなされる例である。かくして国民は、家庭の声を国政に反映させることができ、いわば直接的民主主義を享受しているのである。

大評議会 この大評議会は、法律・規則の制定、予算の承認、条約の批准、外交使節の任命、恩赦、国家公務員の任命など、立法権のみならず、行政権をも行使する。定員は六〇人で、国民の直接選挙（比例代表制）により、五年を任期として選ばれている。

執政官 サンマリノには、二人の執政官がいる。一人は国家元首であり、他の一人は政府の首長である。任期は二人とも六ヶ月で、大評議会の議員のなかから、大評議会によつて選任される。かれらはアレンゴ、大評議会、國家会議、一二人評議会を主宰する。執政官は、これらの会議の決定に対する拒否権のほか、それほど大きな権限をもつていはない。

国家会議 内閣に相当するもの。一〇人で組織され、大評議会によつて選任される。

一二人評議会 最高裁判所および行政裁判所に相当するもので、大評議会によつて選ばれる。何人も行政権によ

り損害をうけたと判断すれば、その賠償を求めて、一二人評議会に訴えることができる。一二人評議会はまた、不動産の外国人への販売の許可、未亡人および孤児の財産保護のための権限をも有する。なおサンマリノでは、裁判官は、軽微な民事事件を扱う治安判事を除いて、すべて外国人にゆだねている。これは、小国であるがゆえに、血縁関係による情実などを排して裁判の公正をはかるために考案された歴史的、社会的背景によるものである。⁽²⁵⁾

③バチカン市国 サンマリノはイタリア領土内にあるが、バチカン市国はローマ市内にある。国籍保持者はわずか千人足らずで、世界最小の独立国である。しかしながら、このバチカン市国の元首・ローマ教皇は、全世界の九億人以上のカトリック信者の最高指導者である。

バチカンが独立を達成したのは、一九二九年二月、イタリアとの間に締結したラテラノ条約と政教協約によつてである。これらは、ローマのラテラノ聖堂でイタリア国家（ムソリニー首相）と教皇（ガスバルリ卿）との間で交わされた。前者において、カトリックがイタリアにおける唯一の宗教であること（第一条）、イタリアは教皇（Holy See）がバチカン市に対して絶対的主権と管轄権ならびに国際社会での対外的主権を有することを承認すること（前文、第二条—第四条）などが定められた。また後者において、カトリック教会が自由にその教権を行使できることをはじめ（第一条）、婚姻、課税、司教の任命などで広い範囲の特権を有することなどが規定された。

また一九二九年六月には、バチカン市国的基本法も制定された。これらの基本法は、バチカン市国基本法、法源に関する法律、市民および滞在者の権利に関する法律、行政組織に関する法律、経済、商業および職業団体に関する法律、および公共の安全に関する法律からなる。ラテラノ条約と政教協定がイタリアとのいわば外交に関するものであるのに対し、これらの基本法は内政に関するものである。⁽²⁶⁾ まず教皇は、バチカン市国の主権者であり、立

法、行政、司法の全権を有する。教皇が不在のときは、これらの権限は聖職会議 (Holy College) に属する。同会議は、緊急事態に際して立法権を行使できるが、ここで制定された法律は、のちに教皇によつて承認されなければ、効力を失う (バチカン市国基本法第一条)。教皇はまた、条約の締結、外交関係においてバチカン市国を代表する (同基本法第三条)。司法権は、第一審としての審判所、控訴審としての教皇庁控訴院 (Sacred Roman Rota) によつて行使され、例外的な場合に、教皇庁最高院 (Supreme Tribunal of the Signature) に訴えることができる (第一〇条)。法源に関する法律によれば、同国の法源として、教会法典 (Codex juris canonici)、使徒伝来の基本法ならびに教皇またはその委任をうけた者によつて公布された法律および合法的に発せられる規則がある (同法第一条)。かくして、バチカン市国は宗教立国として、独特の法体系をつくりあげている。

④ ニュージーランド ニュージーランドも、一つの成典化された憲法をもつていない。その理由の一つとして、イギリスとの関係をあげることができよう。ニュージーランドとヨーロッパとの接点は、一六四二年一二月、ニュージーランドの地がオランダ人のタスマンによつて発見されたことにはじまる。ついで一七六九年にイギリス人の探検家クックが上陸し、一八四〇年二月六日には、少なくとも四六人の部族長とイギリスのビクトリア女王との間にワイタンギ条約が締結され⁽²⁷⁾、以後、ニュージーランドはイギリスの植民地になつた。このワイタンギ条約は、わずか三カ条のみからなり、ニュージーランドの全土はイギリス女王の唯一の主権下におかれること (第一条)、各種族 (現地人たるマオリ) はその土地、森林、漁場その他の所有権を保証されること (第二条)、イギリス女王は現地人にイギリス臣民と同等のすべての権利と特権を与えること (第三条) を内容とするものであつた。その後、一九〇七年には、エドワード一世がニュージーランドを自治領 (dominion) であるむねを宣言し、ニュージーランドの下院

がそのことを受けいれる決議をなした。

一般に、ニュージーランドの憲法史は、三つの時期に区分される。第一は、ワイタンギ条約から一八五二年憲法が制定されるときまでで、国王の植民地政府 (Crown Colony Government) の時代といわれている。この時代においては、重要な決定はすべてロンドンの政府機関によつて任命される立法、行政、司法官吏によつてくだされていて⁽²⁸⁾いた。第二は、一八五二年憲法法の施行から一九四七年ころまでである。代表制原理や責任内閣制など民主的制度が確立された時期である。一八五二年憲法法（正式には、「ニュージーランド植民地に代表制憲法を認許するための法」An Act to grant a Representative Constitution to the Colony of New Zealand）は当初、八一カ条からなつていたが、その後、何度も修正・削除され、一九七九年時では、わずか一八カ条しか残つていなかつた。⁽²⁹⁾同憲法法により、総督、立法評議会および下院からなる国会が設置された（第三二一条）。立法評議会は、総督の任命にからしめたが（第三三条）、下院議員については国民による選挙とされた（第四一条）。もつとも、選挙権は年令二一歳以上の男子で、五〇ポンド以上の純粹価値のある所有地をもつている者、または都市部で年間一〇ポンド、地方部で年間五ポンドの価値を有する借家に居住する世帯主などにかぎるという制限選挙制であつた（第七条）。このような制限はあつたものの、同憲法法が代表制原理をとりいれたことは疑いない。また、一八五六年には新総督トーマス・ゴア・ブラウン卿が責任内閣制を導入した。すなわちかれは、女王の大権と英帝国の利益に関する事項以外のあらゆる事項について、国会に責任を負う内閣の助言にしたがつて行動することを約した。⁽³⁰⁾第三は、一九四七年ころ以降で実質的にイギリスから独立したといえる時期である。この年、ウエストミンスター法、ニュージーランド憲法改正（要求と同意）法、およびニュージーランド憲法改正（改正）法が制定された。ウエストミンスター法は、一九三一年にイギリスと自治

領との間の関係を規律するためには制定されたもので、王冠を象徴とし、王冠に忠誠を誓う自由な連合体（British Commonwealth）を形成することをうたっている。ニュージーランドは、しばらくの間、同法を批准しなかつたが、四七年にいたり、これを批准した。そしてこのことにより、主権国家になつたといわれている。⁽³¹⁾ また、四七年の憲法改正（改正）法によつて、ニュージーランド国会が同国の憲法を自由に改正できるようになつた。このような自由を得て、たとえば国民党党首シドニー・ホランドが内閣総理大臣に就任したとき、第二院たる立法評議会の廃止案が可決された。

同国の憲法の法源としては、第一にイギリスとニュージーランドの国会で作成された制定法、第二に数多くの憲法的習律、第三に法の支配に関連する各種原則や判例法、そして第四に総督の開封勅許状（letters patent）があげられる⁽³²⁾。

まず制定法であるが、同国がイギリスの植民地、さらに自治領であつたこと、そして現在でもイギリス女王を同国の國家元首に推戴していることから、たとえばイギリスの王位継承法（一七〇一年）などは、ニュージーランドの憲法的法源たりうる。ニュージーランド国会自体によつて作成された憲法的制定法として、ブラウスタインとフランツの憲法集には、一九八六年の憲法法（この憲法法は、前記一八五二年の憲法法を廃止し、それに代わるものとして制定された。全体が二九カ条で構成されている）、一九五六年の選挙法、一九〇八年の国会法、同年の裁判所法、一九七七年の市民権法、一九八七年のマオリ言語法、一九七一年の人種関係法、一九九〇年の権利章典法、一九七五年のオングズマン法など、三分冊に四五もの制定法がかかげられている。⁽³³⁾

以下において、比較的最近に制定された一九八七年のマオリ言語法と一九九〇年の権利章典法について、言及し

ておきたい。一九九一年の国勢調査によると、全人口が約三四三万五千人で、そのうちマオリ人が三二万四千人である。⁽³⁴⁾ 一九八七年のマオリ言語法の正式名が「マオリ語がニュージーランドの公用語であることを宣言し、ある種の法的手続きにマオリ語を話す権利を与え、テ・コミハナ・テ・レオ・マオリを設置し、かつその任務と権限を定める法」と呼称されているように、マオリ語を保護するためのものである。同法により、マオリ語が英語とともに、ニュージーランドの公用語とされ（同法第三条）、裁判所においてマオリ語の使用がみとめられ（同法第四条）、またテ・コミハナ・テ・レオ・マオリと称する委員会が設置される（同法第六条）。この委員会は、マオリ語を公用語にしたことにともなう政策、措置を発展させたり、生きた言語およびコミュニケーションの日常の手段として発展させるためなどの任務を有し（同法第七条）、そのような任務遂行のためのあらゆる権限を行使する（同法第八条）。委員は五人以内からなり、大臣の推薦にもとづき、総督によつて任命される（同法第一二条）。

一九九〇年の権利章典法は、その正式名称を「(a) ニュージーランドにおいて人権と基本的自由を確認し、確保し、かつ推進するためおよび、(b) 市民的、政治的権利に関する国際規約にニュージーランドの参加を確認するための法」と称する。その第二章には、「市民的、政治的権利」の表題のもとに、生命を奪われない権利（第八条）、拷問または残虐な刑罰を受けない権利（第九条）、本人の承諾なしに医学的、科学的実験に付されない権利（第一〇条）、思想、良心および信教の自由（第一三条）、表現の自由（第一四条）、集会の自由（第一六条）、結社の自由（第一七条）、移動の自由（第一八条）、差別からの自由（第一九条・ただし皮膚の色、人種、民族的もしくは国家的出生、性、結婚による身分、宗教または民族的信仰のゆえに不利益をうけている個人もしくは集団を支援し、助長する目的で、善意からとられる措置は差別を構成しない）、少数民族の権利（第二〇条）、不法な搜索、逮捕、拘留からの自由（第二一条・第二三条）、刑事

手続きの最低基準（第二五条）、遡及処罰および二重処罰の禁止（第二六条）、裁判を受ける権利（第二七条）、権利章典の法人への適用（第二九条）など、一二九カ条にわたり、詳細な規定が配備されている。

こうして、同国に基本的人権に関する条項が整備されたわけであるが、これらはすべて法律上の規定なので、国会の過半数決によつて変更が可能である。この点が成典化憲法ととの基本的違ひの一つである。もつとも、同国にあつて、いかなる法規定も国会の過半数の賛成によつて変更されるわけではない。たとえば一九五六年の選挙法第一八九条は、ある種の規定を改正または廃止するには国会の総議員の七五パーセント以上の賛成を得るか、または一般選挙民とマオリ選挙区の選挙民の有効投票の過半数の賛成を得なければならぬと規定されている。しかし、この一九五六年の選挙法第一八九条それ自体も、法律の一条項であるから、国会の過半数決によつて変更され得るというのが通説のようである。⁽³⁵⁾

憲法的習律は、イギリスと同様、きわめて多い。たとえば、総督の任命については、イギリス国王はニュージーランド政府の助言を求め、国王はその助言を自動的に受け入れる。ニュージーランド国会を通過した法案に国王の裁可がなされることはまずありえないし、総督が閣議に出席することもない。議院内閣制、国会の議事手続き、与党党首と反対党党首との関係などにかかる事項は、すべて憲法的習律の事例にある。⁽³⁶⁾

第三に、法の支配の諸原則としては、つきの項目があげられている。(ア)何人も法に服しなければならない。(イ)何人も法の前に平等である。(ウ)裁判所は何人に対しても開放されなければならない。(エ)法律上の決定過程については、何人の目にも明らかでかつオープンなものでなければならぬ。(オ)法定手続が保障されていなければならない。その他、裁判所の聴聞、刑法の適用などについても、法の支配に関するさまざまの原則が存している。⁽³⁷⁾これらの原則

は、イギリスから持ち込まれたことはいうまでもない⁽³⁸⁾。

第四の総督の開封勅許状は、すでに一九一七年五月、および翌一八年一二月に発せられていたが、一九八三年に旧来のものに代えて新たなものがエリザベス二世より発せられた。同開封勅許状は、前文と一九カ条からなつており、女王の代理としてニュージーランドの地に最高司令官たる総督が任じられること（第一条）、総督は女王の勅許のある間、在任すること（二条）、就任に際しては女王陛下に忠誠の宣誓をすること（第六条）、女王と総督に責任ある助言を与えるために、国会議員からなる行政評議会が設置されること（第七条）、総督は恩赦の特権を有すること（第一一条）、総督が欠け、もしくは何らかの理由により職務が遂行できないときは、第一順位として最高裁判所長官がその任につくこと（第二二条）、大臣は総督に政府の一般的行動についてたえず情報を提供しなければならないこと（第一六条）、この開封勅許状は国法の一部として効力を有すること（第一九条）などが定められている。かくして、ニュージーランドにあつては、その憲法思想がイギリスに由来することは間違いないが、ニュージーランドなりに独自の展開がなされてきているといえよう。

⑤サウジアラビア王国　この国がイスラム発祥の地であり、また現在もイスラムのよりどころであることは述べるまでもなかろう。イスラムの始祖ムハンマド生誕の地メッカに巡礼することは、イスラム教徒の誇りであり、義務でもある。全世界のイスラム教徒は毎日、このメッカに向けて礼拝を行なつていて、また六二二年にムハンマドがメッカを追われて布教の拠点とした地メジナには、イスラム大学が設置され、同地はイスラム研究の中心となつていて、国旗のなかに「アッラーのほかに神はなし。ムハンマドはアッラーの預言者なり。」というコーランの冒頭の一節が書きこまれていることからも、イスラムそのものの国家であることが分かる。住民の大半が、イスラムの

なかでも戒律のきわめて厳しいワッハープ派に属しており、イスラムの教えが国全体を支配している。

さて、サウジアラビア建国の直接的淵源は、一九〇二年にアブドゥル・アジズ二世（通称イブン・サウド）がリヤドを奪回したことによる。その後、同二世はアラビア半島の中部地方と東部地方を征服、二四年にはヘジャスを占領し、同地域の国王となつた。そして二六年八月にそのことを明らかにする「ヘジャス王国憲法」（七九カ条からなる）⁽³⁹⁾を発布した。

同憲法によれば、ヘジャス王国はイスラムの立憲君主国であり（第二条）、王国の全統治権はアジズ国王に付与され、国王はイスラム法によつてのみ拘束される（第三条）。また同国における法規範がコーランおよびスンナ（預言者ムハンマドが語つたこと、行なつたこと、黙認したこと）であるむね（第六条）が明定された。さらに一七年一月、アジズ国王は「ネジドを王国とし、ヘジャスと統合する勅令」を発し、「ヘジャス・ネジド王国」が誕生、この王国を同年五月、イギリスに承認させ、ここに国家の統一と独立を達成することになったのである。アジズ国王は、とくに成典化憲法をつくることなく、イスラムの聖典・コーランに依拠する政治を行なつた。メッカとメジナという二大聖地を擁する国としての一つの選択だつたといえる。同国王は、三一年一二月、「大臣会議の設置に関する勅令」を発布し、行政機構をある程度ととのえた。⁽⁴⁰⁾すなわち大臣会議は、副王（viceroy）、外務大臣、大蔵大臣、諮問会議の大蔵大臣によつて構成され（第一条）、議長には国王がなるが、国王不在のときは副王が議長職につく（第二条）。大臣會議の権威は、国王に由来する。各大臣は国の一般政策の遂行については、国王に対して連帶して責任を負い、その所管省の行為については個人的に責任を負う（第五条）。こうして大臣会議は、あくまで国王を補佐するものとして設置され、国王の権威強化のための機関であつた。

その後、一九三二年九月には、国名を現在のサウジアラビア（サウド家のアラビアの意味）王国に改め、また三八年には石油が発見されたことを契機に、膨大な石油収入を得ることとなつた。五三年三月、アジズ二世は絶対王制から内閣制に移行すべく第一歩を刻んだ。すなわち国家統治や国家政策の策定に際して国王に助言するための機関として、行政評議会を設置したのである。その首相には、皇太子のサウドが任命された。同年一一月にはアジズ二世が死去し、国王に皇太子だつたサウドが就任。このサウド王の時代、いくつかの民主的動きがあつた。まず一九五八年五月には、「大臣会議の規則に関する勅令」⁽⁴¹⁾が発せられた。同勅令によれば、大臣会議は、議長、副議長、各省担当の大臣、國務大臣、国王への助言者からなり（第一一条）、国の内外の諸問題、財政、經濟、教育、国防などに関する国家政策を策定し、その執行を監督する（第一八条）という大きな権限が与えられた。なお六〇年六月には、サウド王の弟の一人タラルから、成典化憲法を作成すること、より制限的な君主制にすること、ならびに立法権を有する部分的選挙制の議会を設置することという要求が提示された。このような要求が公けに提出されたことは初めてのことであつた。この要求は、サウド王のもう一人の弟で皇太子・ファイサル首相により、時期尚早としてしりぞけられた。⁽⁴²⁾ このような政治的動きのなかで、サウド王は石油収入を浪費し、国家財政を破綻寸前にまで追い込んだ。そこでウラマー（「学者たち」の意で、イスラムの聖典の解釈を業としている人たち）は、六八人の王族、大臣会議、諮詢会議および若干の部族の長たちにはかり、「サウド王は、國家の統治者として不適任であり、全権がファイサル皇太子に移譲されるべきこと」という決定をくだした。

新しく王位の座についたファイサル国王は、地方政治、司法機関の整備、教育、医療、社会福祉事業の拡大など近代化政策に着手したが、一九七五年三月、甥のムサエド王子に暗殺された。王位は皇太子のハリドに継承された

ものの、ハリド王は八二年六月に死去した。そこでファハドが国王と首相の座を受け継ぐことになった。ファハド国王が誕生してから、二つの大きな事件が発生した。一つは、八七年におけるiran人のメッカ巡礼事件である。メッカを巡礼していた数千人のiran人が反米デモを行ない、警官隊と衝突、四〇二人が死亡した。これにより、iranとの関係が悪化し、八八年四月に断交した（九一年三月に復交）。もう一つは、湾岸戦争である。九〇年八月、イラクのクウェート侵攻によりいつきよに緊張が高まり、九一年一月の多国籍軍によるイラクとクウェートへの空爆によって開戦した湾岸戦争では、サウジアラビアは、多国籍軍の中心的役割を演じ、戦争を勝利に導いた。それと同時に、この湾岸戦争の結果、民主化の要求が高まり、ついに九二年三月、ファハド国王は、「統治基本制度」、「諮問評議会制度」および「地方行政制度」に関する勅令を発し、民主化の歩みを進めた。

「統治の基本制度に関する勅令」は、九章八三カ条からなり、成典化憲法に相当する豊富な条項を含んでいる。まず第一条で、サウジアラビア王国はアラブ・イスラムの主権国家であり、その宗教をイスラムとし、その憲法はコーランとスンナであることが明定されている。イスラム色は、この勅令の全編を貫いている基本的な特色といえる。他の条項をみると、たとえば王国においてはイスラム暦を使用すること（第二条）、国旗の中央に「アッラーのほかに神はなし。ムハンマドはアッラーの預言者なり。」と表記すること（第三条）、王位は、建国の父、アブドゥル・アジズの子孫のうち、もつともふさわしい者がコーランとスンナの導きにより就任すること（第五条）、国民はコーランとスンナの教えにのつとり、国王に忠誠を尽くすこと（第六条）、王国の統治理念はコーランとスンナの教導によること（第七条）、王国の統治はイスラム法にしたがつた正義、協議、平等にもとづくこと（第八条）、家族の各人はイスラムの教義、アッラーと統治者への服従にもとづき養育されること（第九条）、王国は家族による

アラブ・イスラムの価値観を保持するための環境作りをはかること（第一〇条）、教育の目標はイスラムの信条を若い世代に教え、深めることにあること（第一三條）など、全条項中、二八カ条にわたり、イスラムまたはそれに関する文言が入れられている。

国民の権利義務の章（第五章）においては、住居の不可侵（第三七条）、郵便、電話などの伝達手段の保障（第四〇条）などが定められているが、これらの権利はイスラム法にのつとり、王国によつて保護されるもので（第二六条）、いわゆる西欧式の人権保障とは基本的に異なる。

国家の権力機関として三権分立が保障されており、その中心に国王が指定されている（第四四条）。三権の順序として、司法、行政、立法の順に記されている点が特色的である。まず法解釈の法源は、コーランとスンナであることとされており（第四五条）、裁判所は、全訴訟についてイスラム法を適用しなければならない（第四八条）。国王の業務を補佐するために閣僚会議がもうけられるが、首相には国王が自動的に就任し、副首相および閣僚会議のメンバーは、すべて国王によつて任免される。そして副首相および閣僚会議のメンバーは、イスラム法と法令の適用ならびに国家政策の施行について、国王に対してのみ責任を負う（第五七条）。九三年八月の勅令によれば、閣僚会議の現在のメンバーは二年間、その地位を保有し、その後のメンバーからは四年間の任期にすることとされた。このように、閣僚の任期を定めたことは大きな転換といえる。国王自身は、全軍の最高司令官であり、非常事態の布告、国の安全保持と危機対処、他国の国家元首の接受、勲章の授与など（第六〇条—六四条）、絶対的な権限を有している。立法機関として、諮問評議会がおかれることが定められており、その詳細については、別に「諮問評議会制度に関する勅令」が制定された。

「諮問評議会制度に関する勅令」は、一四カ条からなる。諮問評議会は、コーサンの保持とイスラム法の諸法源の護持に立脚するもので、その議員は公益の奉仕、国民の団結、国家の存立に努めると同時に、イスラム共同体の利益の保護に努めなければならぬ（第二条）。同評議会は学識経験者、専門家のなかから国王によつて選ばれる六〇人の議員と、おなじく国王によつて任命される一人の議長からなる。これらの議長、議員および事務局長は、それぞれの職務に就くまえに、国王の面前でつきの宣誓を行なわなければならぬ。「私は、偉大なるアッラーの神にかけて、私の宗教ならびに国王と祖国に誠実であり、いかなる国家機密も洩らすことなく、国家の利益と法令を保持し、みずからの職務を誠実、真剣かつ公正に遂行することを誓います。」（第一条）。この評議会の任務は、ファハド国王によれば、「政府を補佐し、政府の行政計画を検討し、さらに政府に対し法案の提出も行なう」ものである。⁽⁴³⁾ 同評議会議員の人選は、一方では西側諸国からの注視と他方ではイスラム原理主義者などからの圧力により、リベラルと保守勢力のバランスをとるのに大幅に遅延した。九三年八月に最終的に任命された同評議会は、大学教授、官吏、宗教界のリーダー、元将官、財界人など幅広い階層から選任されている。王族出身者は一人もふくまれていな⁽⁴⁴⁾い。

「地方行政制度に関する勅令」は、四〇カ条からなり、「王国の州行政の水準向上と各州の発展を目指し、また治安と秩序を守り、イスラム法の枠内で国民の権利と自由を保障することを目的」として、発せられたものである。各州知事の機能と義務ならびに州議会の設置などについて規定されている。

このように、一九九二年三月に発せられた三つの勅令は、政治運営のありかたを成文化したという点から、大きな転換を示すものである。もつとも、国王に全権が集中している点、ファハド国王がこれらの成文化は、「すでに存

在していたものを法典化したにすぎないもの」、「世界に流布している民主主義体制はサウジアラビアにとつてふさわしいものではない」と語ったように、国民の選挙による議会や政党の設立などはまったく予定されていない。むしろ九三年五月には人権運動団体を非合法化し、その支持者たちから職を奪うなど、ブレーキがかけられている。しかし、このような一連の展開は、旧来の不文の習律を超えたという見方もあり、今後の展開が注目される⁽⁴⁵⁾。

⑥オマーン国　サウジアラビア王国の南側に接し、北部はオマーン湾に、東部から南部にかけてアラビア海に面している国がオマーン国である。一九七〇年八月まではマスカット・オマーン国として知られていた。面積は日本の本州よりやや狭いくらいであるが、人口はわずか一五〇万人。この国にも成典化憲法がない。一七九四年にアル・ブー・サイード家が同国の支配者になつてから今日にいたるまで、サイード家がスルタンの地位を継承してきている。一八九一年にイギリスと修好通商条約を締結して、実質的にイギリスの保護下に入つたことはあるが、国際法上は独立国のままであつた。第二次世界大戦後も鎖国政策をとり、一九六四年に三つの油田が発見されたものの、道路、電気、教育、保健施設がまったく整備されず、さながら中世国家のような状況だつた。⁽⁴⁶⁾七〇年七月、皇太子のカブース・ビン・サイードが宮廷革命を敢行、前スルタンのタイムールを追放して、みずから新スルタンの地位に就いた。このとき国民に向けて放送した声明につぎのような一節がある。「私は、一九七〇年七月二三日、父を継承してスルタンの地位に就いた。私は、父の統治の無能力を高まる憂慮と強い憤激の念で見守つていた。私は、国民に近代的な政府の迅速な設置に向けて献身的に努力することを約束する。過去においてわが祖国は、栄光と力をそなえていた。もしわれわれが協力し、団結すれば、過去の栄光を取り戻し、アラブ世界で卓越した地位を得るであろう。わが国民同胞諸君、昨日まではわれわれはまったく暗闇のなかにいた。しかし、神の加護を得て、

明日にはマスカット・オマーン国と国民の上に、新しい夜明けが来るであろう。⁽⁴⁷⁾

こうして新しくスルタンの座についたカブースは、対外的には七年に国連に加盟、また八一年にはペルシャ湾岸諸国の安全保障の調整機関、湾岸協力会議（GCC）の設立にあたり積極的に参加した。対内的には八一年に諮問会議を設置、さらに九一年には諮問会議に代えて諮問評議会をもうけた。この評議会は、五九人の議員（各行政単位から一人）と一人の議長からなる。議員は各地方の高官によつて、「高く評価される意見と経験の持ち主」として提起された三人の候補者の中から一人ずつ選ばれる。任命は法務担当の副首相によつてなされるが、スルタンの承認をえなければならない。議長も政府によつて任命される。諮問評議会の開設にあたり、カブースは「オマーンにおける新時代の到来であり、新たな実験である」と演説した。⁽⁴⁸⁾ 同国もイスラム国家であることから、イスラム法（シャリーア法）を司法の根幹にすえている。カブースは、近代化をすすめているとはいうものの、みずから首相、外務大臣、大蔵大臣および国防大臣を兼任し、絶大な権力を掌握している。

⑦社会主義人民リビア・アラブ国 イスラム国家のなかで、もう一つの非成典化憲法国家が社会主義人民リビア・アラブ国である。同国は一九五一年一二月に独立を達成、それとともにキレナイカ、トリポリタニア、フェザンの三地域からなる「リビア連合王国憲法」を施行した。しかし、六九年九月、ムアンマル・カダフイが率いる軍事クーデタにより王制が廃止され、リビア・アラブ共和国の樹立が宣言された。そして同年一二月には、革命指導評議会の名のもとに「リビア・アラブ共和国暫定憲法」が公布された。同憲法は三七カ条からなり⁽⁵⁰⁾、同国は主權を国民が有するアラブの民主的かつ自由な共和国であること（第一条）、イスラムを国教とすること（第二条）、いかなる搾取形態をも禁じ、社会主義の実現を国家目標とし、配分の均等性、福祉社会の創設に努めること（第六条）な

どが定められている。立法作用と行政機能は革命指導評議会にゆだねられ、同評議会は革命および革命から生じた政体を保護するために必要なすべての措置をとる（第一八条）。一方、裁判官の独立が規定され（第二八条）、判決は国民の名において、宣告かつ執行される（第二九条）。

実権を掌握したカダフィは、輸入されたイデオロギーを破壊するための「文化革命」を提唱、七五年四月には、「緑の教典（グリーン・ブック）」を発刊し、みずからの思想の神髄を吐露した。同書のサブ・タイトルが「民主主義の問題の解決、人民の権威」とあるように、民主主義のありかたについての独特の考え方がしめされている。⁽⁵¹⁾ まず議会制は「人民の権威を篡奪し、収奪する手段となつてきている」と断ずる。また政党政治は「みせかけの民主主義であつて、少数者による独裁を惹起する。」人民投票も、「民主主義に対する欺瞞である。」こうしてかれは、これらの制度に代わるものとして、人民会議と人民委員会の設置を提唱する。いわく「人民会議と人民委員会は、人民の民主主義獲得の最終的果実である」と。

このようなかれの思想が一九七七年三月に「人民主権の樹立に関する宣言⁽⁵²⁾」として法典化された。同宣言はわずか一〇カ条のみからなるが、同国的基本法とされている。まず第一条で、国名を「社会主義人民リビア・アラブ国」とすることを宣明し、第二条で「聖なるコーランが、社会主義人民リビア・アラブ国の憲法である」と明言した。第三条では「人民直接民主主義を政治制度の基礎」として、人民主権は、(ア)人民会議、(イ)人民委員会、(ウ)職業団体、および(エ)全国人民会議を通じて行使されることが明定されている。それぞれの関係は、以下のようである。人民は基礎人民会議に分割され、すべての市民は各地域の人民会議のメンバーとして登録される。人民会議の集合体が執行機関としての人民委員会を選任する。人民委員会は人民会議に対して責任を負う。各職業のメンバーはそれぞれ

の職業上の権利を守るために団体を結成する。全国人民会議は人民会議、人民委員会および職業団体の全国的会議である。この全国人民会議には国家の一般政策を執行するために書記長がおかれる。当初、カダフイ自身がこの書記長に就任したが、七九年に他にゆずつた。こうしてすべての人民が第一次的に基礎人民会議のメンバーとして、政策の決定に参加するという形で直接民主制を設定したのである。

基本的人権については、一九八八年六月の全国人民会議の緊急会議で、「大衆の時代における平和と人権のための国際緑の文書」が採択された。この文書には、主権は人民にあり、人民は直接にこの主権行使する、秘密部隊やテロは禁止される、品位を辱める刑罰は違法であり、究極的には死刑を廃止する、司法は独立とし、公平な裁判を受ける権利が保障される、武器の取引は禁止される、核兵器・生物または化学兵器による大量破壊手段は撤廃される、労働の権利は保障される、召使の雇用は奴隸と同じになるので禁止される、労働組合を結成しストライキをする権利は保障される、男女間の権利の差別は禁止される、婚姻は男女平等の原則にもとづき、婚姻も離婚も両当事者の同意によらなければならないなどの規定が挿入された。⁽⁵³⁾さらに九一年九月には、「自由の強化に関する一九九一年の全国人民会議法第二〇号」が制定された。この法律は、前文と二八カ条から構成され、すべての市民は男女を問わず、平等な権利を有する自由な国民である（第一条）、思想・表現の自由の保障（第八条）、私有財産の神聖性（第二二条）、私的生活の保護（第一六条）、移動・居住地の選択の自由（第二〇条）、子供を養育する母親の権利（第二六条、第二七条）、子供をその能力にふさわしくない職業につけることの禁止（第二九条）、公共団体の必要以上の関与の禁止（第三二条）など、包括的な規定が配されている。もつともそれぞの権利には、公共の秩序に反してはならないなどの制約が付されているし、敵対している外国との取引は、重罰を構成する（第七条）などの規定もみられる。

なお、この権利法が制定された翌日、戦時または非常時における動員法が採択された。

以上、社会主義人民リビア・アラブ国の憲法体系は、コーアランを根源におき、「緑の教典」を思想的中心にすえ、六九年の憲法宣言、七七年の人民主権の樹立に関する宣言などを基本法として、その後の全国人民会議で採択されたいくつかの重要な法律をもつて形成されているといえよう。

⑧イスラエル国　イエツ・イスラエル（イスラエルの地）、これがユダヤ民族誕生の地である。ユダヤ民族の歴史は、非常に起伏に富んでいる。その起源ははつきりしないが、「創世記」には、紀元前二〇〇〇年ころのものと思われるかれらの遊牧生活の様子が描かれている。ダビテ王（紀元前一〇〇四年—九六五年）とその子のソロモン王（紀元前九六五年—九三〇年）の時代には、一大ユダヤ王国が建設された。けれども、紀元七三年の「マサダ砦の戦い」においてローマ軍に敗北を喫し、一三五年にはユダヤ人がその地に入ることが禁じられた。それ以後、約一九〇〇年にわたりユダヤ人は、デイアスピラ（離散）を余儀なくされた。一九世紀末にいたり、世界各地で迫害されている現状を收拾するためには祖国を再建することとの認識がユダヤ人の間にたかまり、イエルサレム南東にあるシオンの丘に帰ろうという運動（シオニズム）⁵⁴が起こった。一九一七年のバルフォア宣言以降、ユダヤ人の入植が急増し、このことがアラブ・パレスチナ人の強い反発を招いた。一九四七年一一月に国連総会は、パレスチナをユダヤ人国家とアラブ人国家に分割する案を採択、しかしアラブ側がこの案を拒否したため、四八年五月、ユダヤ人側が一方的に建国（独立）を宣言した。

この独立宣言は、まず第一文でイスラエルがユダヤ人の生誕の地であり、この地でユダヤ人の精神的、宗教的かつ政治的アイデンティティが形成されたことを述べ、イスラエルの地にイスラエル国と称するユダヤ人の国家を建

設すること、四八年一〇月一日より遅くない時期までに選挙される憲法制定議会によつて採択される憲法にしたがつて、国家の通常の機構が設置されることなどを公言した。こうして、四九年一月二九日に選挙が実施され、二月一四日、憲法制定議会が招集された。同議会は、長い討議ののち、翌五〇年六月にいたり、包括的な成典化憲法の採択を断念し、そのつど憲法委員会によつて起草される各別の基本法を制定していくむねを決定した。⁽⁵⁵⁾ 成典化憲法がつくられなかつた最大の理由は、アラブ側との抗争⁽⁵⁶⁾により、国民のコンセンサスを得る時間的、物理的かつ精神的余裕がなかつたということがあげられよう。⁽⁵⁷⁾ それゆえ、必要に応じて、国会（クネセット）や大統領などの統治機構について基本法を定めていった。人権については、独立宣言のなかに、イスラエルの預言者らによつて語られた自由、正義および平和を基礎におき、信条、人種または性別にかかわらず、すべての市民に社会的、政治的権利の完全な平等を維持し、宗教と良心、言語、教育および文化の自由を保障し、すべての宗教の聖なる場所を確保しがつ国連憲章の原則に忠実であることが明定されている。基本的人権に関する基本法の制定も考慮されているようだが⁽⁵⁸⁾、これまでのところ未制定である。

現在、基本法として、国会（一九五八年）、イスラエルの土地（一九六〇年）、國の大統領（一九六四年）、政府（一九六八年）、國の經濟（一九七五年）、軍隊（一九七六年）、イエルサレム・イスラエルの首都（一九八〇年）、裁判所（一九八四年）、会計監察長官（一九八八年）の九つの諸法がある。ブラウスタインとフランツの憲法集によれば、ほかに独立宣言（一九四八年）、帰還法（一九五〇年）、世界シオニスト機関—ユダヤ機関（地位）法（一九五一年）、法律および行政命令（一九四八年）、同改正（一九五一年）、経過法（一九四九年）、国会議員（免除、権利および義務）法（一九五一年）および女性の平等法（一九五一年）も、基本法に準ずる憲法的重要性のある文書として、これらすべての法律

を掲載している。⁽⁵⁹⁾以上のうち、基本法の概要をしめせば、つぎの通り。

国会（クネセツト）法 四六カ条からなる。クネセツトとは国会を意味し（第一条）、イエルサレムに設置されること（第二条）、一二〇人で組織され（第三条）、比例代表選挙によること（第四条）、選挙権は一八歳以上に、被選挙権は二一歳以上に与えられること（第五条）、任期は四年で（第八条）、自律解散が可能であること（第三六条）などが定められている。

イスラエルの土地法 わずか三カ条のみからなる。土地の所有権は、法律で定められる以外、売却その他の方法によつて移転されではならず、この土地には地所、住宅、建物その他土地に付属する物が含まれることを規定する。

国の大統領法 二七カ条からなる。大統領は国家元首であり（第一条）、官邸はイエルサレムにおかれること（第二条）、国会によつて五年の任期で選任され（第三条）、法律への署名、組閣および大臣の辞表の受理、外国へ派遣する外交官の信任、外国から派遣された外交官の接受、国際協約への署名、裁判官その他の官吏の任免、恩赦などの権限を有すること（第一一条）、大統領のすべての署名には、組閣の場合を除いて、すべて首相または所管大臣の副署を必要とすること（第一二条）などの規定を包摂している。

政府法 四二カ条で構成。政府は行政機関であり（第一条）、政府の所在地はイエルサレムであること（第二条）、政府は国会の信任にもとづいてその地位を保持すること（第三条）、政府は国会に対して連帶責任を負うこと（第四条）、政府は首相とその他の大臣によって組織され、首相は国会議員でなければならぬが、その他の大臣についてはとくにそのような要件をもとめていないこと（第五条）、国会が不信任案を可決したときはその日から

辞職したものとみなされること（第二四条）などの規定がみられる。

なお、九二年三月、首相を国民が選挙するという首相公選制を導入する法律が採択された。同法律の要旨は、つぎのようである。首相の選挙は国會議員の選挙と同時に実施される。引き続き七年間首相としての地位にあつた者はその直後の選挙には立候補できない。有効投票の過半数を得た候補者が首相に選出されるが、いかなる候補者もその多数を得ることができないときは、上位二人の間で決戦投票が行なわれ、比較多数決で決せられる。選挙の結果から四五日以内に首相は国会に組閣名簿を提出する。当該期間内に組閣名簿を提出できないときは、特別選挙が実施される。この特別選挙で再選された首相が再び国会に組閣名簿を提出できないときは、つぎの選挙には候補者となることができない。国会は総議員の過半数によつて、首相の不信任を可決することができる。この不信任の表明は、国会解散の決定とみなされる。会計年度が始まつてから三カ月以内に予算法を採択することができないときも、国会解散の決定とみなされる。首相は、国會議員の過半数が自分の内閣に反対し、内閣の職務を適正に行使できないと判断すれば、大統領の承認を得て、国会を解散することができます。この首相公選制は、一九九六年から実施を予定されているが、公選で選挙される首相と国家元首たる大統領、あるいは国会との関係などが具体的にいかなる形で運用されていくのか、注目される。⁽⁶⁰⁾

国の経済法 五カ条からなる。全体として、財政法律主義を規定。

軍隊法 六カ条で組成。軍隊は政府の権威に服すること（第二条一項）、国防の任にあたる大臣として国防大臣がおかされること（同条二項）、軍事部門においては参謀総長を最高の責任者とし、参謀総長は政府の権威と国防大臣にしたがうこと（第三条）などを規定し、いわゆるシビリアン・コントロールの貫徹をはかつていて。なお同国

にあつて、兵役期間は士官が四八カ月、兵士三六カ月、女子二四カ月である（女子はユダヤ人とドルーズ教徒のみに適用されるが、サーカシ人、イスラム教徒も志願できる⁽⁶¹⁾）。

イエルサレム・イスラエルの首都法 四カ条からなる。イエルサレムを国家の首都とし（第一条）、大統領、国会、政府および最高裁判所の所在地で（第二条）、聖なる場所として保護されなければならないこと（第三条）などが定められている。

裁判所法 二四カ条で構成。司法権は、最高裁判所、地方裁判所、簡易裁判所、および法律で定められるその他 の裁判所に与えられるが（第一条一項）、軍事裁判所、ベドウイン族裁判所などの特別裁判所も予定されている。各宗教コミュニティには、宗教裁判所（ユダヤ教徒はラビ法廷、イスラムはシャリーア法廷、ドルーズはドルーズ法廷、キリスト教徒は九つの宗派がそれぞれの宗教裁判所を設置）があり、婚姻、離婚などは、これらの裁判所が扱う。

裁判官は、裁判事項については、法律以外のいかなる権威にも服さない（第二条）。裁判官は、裁判官選任委員会による選任にもとづき、大統領により任命される。この裁判官選任委員会は、最高裁判所長官、最高裁判所によつて選任される二人の最高裁判所判事、法務大臣、その他一人の国務大臣、国会によつて選任される二人の国会議員、全国弁護士会によつて選任される二人の弁護士の合計九人によつて組織される（第四条）。最高裁判所に法令審査権があるかどうかは、基本法に明定されていないが、一九六九年のベルグマン対大蔵大臣事件において、同年に制定された国会議員選挙法が国会法第四条の平等原則に反していること、賛成が過半数の六人に達していなかつたことを理由に違憲判決がくだされた⁽⁶²⁾。

会計監察長官法 一四カ条からなる。会計監察長官は、国家および各省庁の経済状態、収支、責任、諸行動の合

法性、有効性、公共機関に対する苦情の調査などを行なう(第一条—第四条)。他の国におけるオンブズマンに相当するといつてよい。同監察長官は、国会で秘密投票によつて選任され、任期は五年である。

一九九三年九月、PLO(パレスティナ解放機構)との歴史的和解が成立し、パレスチナ暫定自治宣言が両当事者の間に交わされた。九四年には、周辺諸国との関係改善もなされている。国情が安定してきたことにともない、今後、成典化憲法への動きが出てくるのであろうか。ブラウスタインとフランツの前掲書には、一九八七年にテルアビブ大学法学部で作成した成典化憲法草案が掲げられている。

⑨ブータン王国　この国が国家としての形態をととのえたのは、一九〇七年に中部地方の領主、ウゲン・ウォンチュックが初代国王に即位してからのことだといわれている。一九一〇年には、イギリスの保護領となり、四九年にはインドがイギリスから独立したこととともに、インドと友好条約を締結した。同条約により、インド政府はブータンの内政に干渉せず、ブータン政府は外交関係において、インド政府の助言を受けること(同条約第二条)がうたわれた。

ブータンの政治は、最初の二代国王までは、理論的にも実際面においても、絶対王政そのものであつた。⁽⁶³⁾しかし第三代国王が一九五二年に即位してからは、代表制原理や諮詢会制原理がとりいれられた。たとえば五三年には、勅令により、国民議会を開設するための憲法が発布された。この憲法の前文には、つぎのように書かれている。「わが国の憲法は、世界の他の国と比較して膨大なものでないかもしけないが、国民の福祉と生活水準の発展を考慮し、すべての国会議員が必要な措置を講じ、国王陛下が恵み深くも国民議会を開設し賜うた。」ここにわが国の「憲法」(Constitution)とあるのは、この国民議会開設のための勅令を意味するのであって、いわゆる国的基本法としての憲

法という意味ではない。

さて、この国民議会は、一四〇人から二〇〇人の範囲で組織され、三種のカテゴリーの議員からなる。第一は国民により間接選挙によつて選ばれる議員で、全体の半数を構成する。なお、今日、ネパール系の住民が多く住んでいるブータンの南側地域では、各家の戸主で構成される選挙人団によつて選挙されている。他の地域では、村の官吏や戸主たちの話し合いにより一人の候補者を立てる例であるが、話し合いが成立しないときは、くじ引きなどの方法により、候補者が決定される。⁽⁶⁴⁾ 第二是僧代表で、各地域の僧会によつて選任され、全体の約三分の一を構成する。残りの議員は官吏代表で、国王によつて任命される。議員全体の任期は三年であるが、前二者の議員は一期のみであるのに対して、官吏代表者については再任が可能である。国民議会の議決については国王が拒否権を行使できるが、国民議会は再議決することができる。また国王の指名した大臣に対して国民議会は、信任権を有している。

さらに一九六〇年代を通じ、国王諮詢評議会、大臣会議、国家委員会の諮詢会議体が設置された。同時に裁判の独立もはかられ、伝統的な法制度も、ある程度、現代化された。

これら一連の動きのなかで、三代目国王ジグメ・ドルジ・ウォンチュツクの治世時の一九六八年は、現代化を大きく促進させた年といえる。⁽⁶⁵⁾ すなわち、国王と国民議会との関係についてみれば、国王は国民議会で議決したいかなる決定にも修正権や拒否権を行使することなく、最終的なものとして取り扱うという勅令を発した。また国王の発意により、国民議会で総議員の三分の二以上の多数により、国王の不信任を議決したときは、国王は退位しなければならないという決議が採択されさえした。このような国王からの斬新な改革に国会の方がたじろぎ、逆に一九七三年には、国会の提案によつてこの決議は撤回された。⁽⁶⁶⁾ 新諮詢会議として、国家委員会がもうけられたのも、こ

の年である。同委員会は、大臣、国王諮問評議会委員、および若干の高官と王族からなつており、各国でいう「内閣」にむづとも近い存在である。法的には、諮問的な役割しかなく、国王が最終的な決定権を有しているが、不文の慣行として、国家委員会の決定が最終的とされてくる。やがて、裁判の独立概念が導入され、高等裁判所が設置された。この裁判所は五人の裁判官で組織され、そのうち四人は国王自身が任命するが、との一人は国民議会に選ばせらるゝこととなつた。最終審としての国王の権威は残されているが、高等裁判所の決定が理にかなうものであるかが、国王は介入しない。現在の国王は、第四代のジグメ・シンギ・ウォンチュックである。先王の路線を踏襲し、伝統を保持しつゝ、政治の民主化をはかつてこむ。しかし、八九年にはじまつたブータンの民族衣装の強制着用、ゾンガ語の徹底などの伝統重視政策に南部地域のネパール系住民が強く反発し、テロなどが発生した。これらの住民は、複数政党制なる要求をしており、民主化進展の度合いが注目される。

- (1) K. C. Wheare, *Modern Constitutions*, 1951, pp. 8-9.
- (2) Daniel J. Elazar, Constitution-making: The Pre-eminently Political Act, in *The Politics of Constitutional Change in Industrial Nations*, edited by Keith G. Banting and Richard Simeon, 1988.
- (3) *Constitutions of the Countries of the World*, edited by Albert P. Blaustein & Gisbert H. Flanz, issued July 1992.
- (4) *Ibid.*
- (5) *Halsbury's Statutes*, Fourth Edition, 1985.
- (6) Her Majesty's Stationer Office, *Statutes in Force*, Official Revised Edition, 1993.
- (7) E. C. S. Wade and A. W. Bradley, *Constitutional and Administrative Law*, 10th edition, 1985, p. 16.
- (8) やれやれの制定法の邦訳については、高木八尺、末延三一、富沢俊義編「人権宣伝集」(一九五七年)を参照した。

(9) 一一一五年六月一五日に発布されたマグナ・カルタは、バロンたちによって強迫されたものであるとのハシマハ由の訴願をうけて、法王インノケンティウスにより約九週間後に無効と宣佈された。その後、一一一六年、一一一七年、一一一五年にそれぞれ再発布された。ところが一一一五年に発布されたものと異なり、三八カ条で構成されてゐる。

- (10) A. Pallister, *Magna Carta: The Heritage of Liberty*, 1971, p. 89. エカリヌス。¹⁶ Louis B. Wright, *Magna Carta and The Tradition of Liberty*, 1976, A. E. Dick Howard, *Magna Carta: Text and Commentary*, 1964, J. C. Holt, *The Making of Magna Carta*, 1965, William F. Swindler, *Magna Carta, Legend and Legacy*, 1965.
- (11) E. C. S. Wade and A. W. Bradley, *Constitutional and administrative law*, Tenth Edition, 1985, pp. 14-15.
- (12) Act of Settlement の語、「王位をもとめ確定」、臣民の権利より自由をもつて確保するための法律」(An Act for the further Limitation of the Crown and better securing the Rights and Liberties of the Subject) が正規名称。
- (13) *The Case of Proclamation*, 1911, 12 Co. Rep. 74.
- (14) *Stockdale v. Hansard*, 1839, 9 Ad. & E. 1.
- (15) *Christie v. Leachinsky*, 1947, A. C. 573.
- (16) 脇穂「ハーバーターハー卿『封跡の翻訳』解説と補遺」(駒澤大学法学論集四十九号所収) 中のイギリス憲法に関する記述参照。
- (17) ハーベキル・ハーバード博士、1回封跡は翻訳が行われた別個の紙面を開いていたが、記録が残っていない。
- (18) Erskin May, *Parliamentary Practice*, Twentieth Edition, p. 8. 2 Rot Parl 136 and 237a.
- (19) A. V. Dicey, *Introduction to the Study of the Law of the Constitution*, Tenth Edition, 1959, p. 2.
- (20) C. Herman Pritchett, *The American Constitutional System*, Third Edition, 1971, p. 2, C. H. プリチャット著、大田光輔、畠修、竹花光範訳「アメリカ憲法入門」111頁。
- (21) Tony Benn, *The End of an Era, Diaries 1980-1990*, 1993, p. 583. 回讐頭の思想の行動についても、Tony

Benn-Arguments for Socialism, edited by Chris Mullin, 1979. の参照。回氏の憲法草案は、前文と 111 章五四カ条、付則固か係かいたへんる。たゞベゼー大統領はこゝれもぐ選の両議院によつて11分の1の多数で、両議院の議員のなかから選出せらる。任期を11年とし、任期満了後、わへ一期にかぎり再選がみとめられぬ。なお私(西)は一九九一年八月ニリ・ズハ氏は余認したるべく、この憲法案を提出しむる也、認可を示さたふ船にていた。

- (21) Institute for Public Policy Research, *A Written Constitution for the United Kingdom*, 1993.
- (22) Liberal Democrats, "We, The People....."Towards a Written Constitution, Federal Green Paper No. 13, 1990.
- (23) Charter 88, 1990. ジのバークは、一九九一年11月に大会を開き、成典化憲法の必要性を訴えた。その著書は、そのうちの成果をもあえて刊行されたものである。ムーブメントの第1部「成典化憲法に向かへ」は、現在のイギリスの成典化憲法論を知るのに有益である。Charter 88, *Debating the Constitution – New Perspectives on Constitutional Reform*, edited by Anthony Barnett, Caroline Ellis, Paul Mirst, 1993.
- (24) デト・チャーチ・共和国は國やる體制は、主として SAN MARINO, written by Gisbert H. Flanz, in *Constitutions of the Countries of the World*, edited by Albert P. Blaustein & Gisbert H. Flanz, issued June 1975, Amos J. Peaslee, *Constitutions of Nations*, Revised 3rd Edition, 1968, Republic of San Marino, S. Marino and his history, 1982, 著稿「世界の憲法現へおる體」¹³ サハ・マニハ」(国体由来一九九〇年10月印) による。
- (25) ニのよひ、裁判官を外国人にあだねて裁判の公正をはかつてこぬ國ふつて、せかにブルネイ・ダルサーム国がある。回國では、ホノコノ政庁と特別の協定を結び、裁判官はやぐてホノコノから出張してくる(拙稿「世界の憲法現へおる體」²³ ブルネイ」国体用報一九九一年九月印参照)。
- (26) ハヌマリの文書にてこりて Amos J. Peaslee, *Constitutions of Nations*, Vol. 3-Europe, Revised Third Edition, 1968 に載る。
- (27) A. W. Reed, *Two Hundred Years of New Zealand History*, 1979, p. 45.
- (28) Roger Clark, *The Development of the New Zealand Constitution*, 1974, p. 9.

- (29) 一八五一年時ににおける原典と一九七九年現在の憲法改正について、浦野起央・西 修編著「資料体系 アジア・アフリカ国際関係社会学 総六卷 憲法編 第二部III」(一九八五年)を参照。一八五一年時ににおける英文の原典は入手不可能であるが、Paul Posener, *Die Staatsverfassungen des Erdalls*, 1909 に全文が掲載されている。
- (30) Roger Clark, *ibid.*, p. 22.
- (31) B. S. Gustafson, *Constitutional Changes since 1870*, 1969, p. 9.
- (32) R. D. Mulholland, *Introduction to the New Zealand Legal System*, 4th edition, 1980, p. 20.
- (33) Albert P. Blaustein & Gisbert H. Flanz, *Ibid.*, written by A. H. Angeleo & Catherine Inder, issued October 1992.
- (34) *The Statesman's Yearbook 1994-95*, edited by Brian Hunter, p. 1008.
- (35) Robson, J. L., *New Zealand, The Development of its Laws and Constitution*, 1967, pp. 67-69.
- (36) R. D. Mulholland, *ibid.*, p. 24, JABO'Keefe & WL Farrands, *Introduction to New Zealand Law*, 1980, pp. 133-135.
- (37) R. D. Mulholland, *ibid.*, pp. 15-17.
- (38) JABO'Keefe & WL Farrands, *ibid.*, 185-188.
- (39) 「近畿遠東諸國の憲法」「チャーチル国憲法」 Helen Miller Davis, *Constitutions, Electoral Laws, Treaties of States in the Near and Middle East, 1953*.
- (40) Amos J. Peaslee, *Constitutions of Nations*, Revised Third Edition, 1966.
- (41) *Ibid.*
- (42) Abdulmunim Shakir, Saudi Arabia, in *Constitutions of the Countries of the World*, edited by Albert Blaustein & Gisbert M. Flanz, issued March, 1976.
- (43) 「ハマーム国憲法 聖書の翻案」「聖書を発表」(日本チャーチ ハマーム福音報、一五八〇、一九九〇年)。

- (44) *Political Handbook of the World 1993*, edited by Arthur S. Banks, p. 715.
- (45) 以上の実情と同一。*ibid.*, pp. 713-715.

(46) *Ibid.*, p. 621.

(47) Attia Abdel Moneim Attia, OMAN, in *Constitutions of the Countries of the World*, edited by Albert P. Blaustein & Gisbert H. Flanz, issued December 1974, p. 4.

(48) *Political Handbook of the World*, 1993, pp. 622-23.

(49) *Statesman's Yearbook 1994-95*, p. 1051.

(50) ハジアの憲法と海記五一年の王国憲法との間に、浦野赳央・西 修編著「アジア・アフリカ国際関係政治社会史 第八卷 憲法資料 ハジア」(一九八一年)に所収。

(51) Thomas H. Ehrhardt, Libya, Socialist People's Libyan Arab Jamahiria, in *Constitutions of the Countries of the World*, edited by Albert P. Blaustein & Gisbert M. Flanz, issued May 1993. の末尾に所収。

(52) *Ibid.*

(53) *Ibid.*

(54) 初回のイギリスの外務大臣バルフォア卿がパレスチナの地にユダヤ人のためのナショナル・ホームを建設するためを扶持する公約をした文書。

(55) Israel Pocket Library, *Democracy*, 1978, p. 51.

(56) イスラエルが独立を宣誓した後、四時間もたたないうちに、エジプト、ヨルダン、シリアおよびレバノンの正規軍がイスラエルに侵攻してあた。その後、九三年九月のPLO(パレスチナ解放機構)との和解にいたるまで何度も抗争が繰り広げられた。

(57) フリードリッヒは、「イスラエルにおいては、民主主義的な推進力が非常に強いので、憲法による統治の正当化は、多くの他の諸国家のそれと比較して、全く不必要であった」と分析している。Carl Joachim Friedrich, *Limited Government*.

- (57) 林昭¹¹¹教授は、想撃を受いた頃去を抹殺するなどした近代憲法普遍に対する反対の意識も強かったのではない
かと類推してよい。小林昭¹¹¹『イスラエルの首相公選制』比較憲法学会「比較憲法学研究」第五号、一九九三年所収。
たゞも、Emanuel Gutmann, ISRAEL: Democracy without Constitution, in *Constitution in Democratic Politics*,
edited by V. Bogdanor, 1988.
- (58) Y. Freudenberg, *Government in Israel*, 1967, pp. 5-7.
- (59) Israel, written by Pnina Lahav & Phyllis M. Blaustein, in *Constitutions of the Countries of the World*, edited
by Albert Blaustein & Gisbert M. Flanz, issued December 1988. たゞ、上記の憲法のほか、女性の平等法、国領法、
国の大統領法、政府法については、浦野起央・西 修編著「アジア・アフリカ国際関係政治社会史 第七巻 憲法資料
中東」(一九七九年) 参照。
- (60) ハの問題については、小林昭¹¹¹「前掲論文参照。」
- (61) The International Institute for Strategic Studies, *The Military Balance*, 1993-94.
- (62) Bergman v. Minister of Finance, 1969, 23(1) P. D. 693.
- (63) ブータの年次報告書¹¹² BHUTAN, written by Brian Shaw & Leo E. Rose, in *Constitutions of the Countries
of the World*, edited by Albert Blaustein & Gisbert H. Flanz, issued June 1989 による。
- (64) Leo E. Rose, Commentary on Bhutan's Constitutional System, in *ibid.*
- (65) *Ibid.*
- (66) 小林昭¹¹¹「アーバー変遷からマニヤの王国」(一九九四年) 415頁。